

○西都市移住支援金交付要綱

令和元年10月21日

告示第188号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進及び地域における人材確保を目的として、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住して就業又は起業した者に対し、予算の範囲内で移住支援金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（令和元年7月19日付け宮崎県総合政策部中山間・地域政策課制定。以下「県要領」という。）に規定する移住支援金の支給要件を満たす者（当該者が同一世帯に2人以上いる場合にあっては、当該者のうち、いずれか1人に限る。）とする。

(支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 単身での移住の場合 60万円
- (2) 2人以上の世帯での移住の場合 100万円（18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の世帯員1人につき30万円を加算する。ただし、加算する額は、60万円を限度とする。）

(一部改正〔令和4年告示80号〕)

(交付申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西都市移住支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き本人確認書類の写し
- (2) 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し。ただし、2人以上の世帯にあっては、全ての世帯員のものとする。
- (3) 転入後の住民票の写し。ただし、2人以上の世帯にあっては、全ての世帯員のものとする。
- (4) 移住支援金の振込を希望する預金通帳又はキャッシュカードの写し

- (5) 東京圏から東京23区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。以下同じ。）へ通勤していた者にあつては、東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又は開業届出済証明書及び個人事業等の納税通知書の写し
- (6) 東京圏から東京23区内の大学等に通学していた者にあつては、卒業証明書等在学期間や卒業校を証する書類
- (7) 就業証明書（対象事業所就職）（様式第2号その1）若しくは就業証明書（テレワーク）（様式第2号その2）又は宮崎県地域課題解決型起業支援事業実施要領（令和元年7月1日付け宮崎県商工観光労働部商工政策課制定）に基づく起業支援金の交付決定通知書の写し
- (8) 本市と関わりを有する者（以下「関係人口」という。）にあつては、関係人口であることを証する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類  
（一部改正〔令和2年告示105号・3年57号〕）

（交付決定の通知）

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは西都市移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、不適当と認めたときは西都市移住支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により適当と認めたときは、当該申請者に対し、速やかに移住支援金を支給するものとする。

（交付決定通知書の再発行）

第6条 移住支援金の交付の決定を受けた者（以下「支援対象者」という。）が、紛失等の理由により西都市移住支援金交付決定通知書の再発行を必要とするときは、西都市移住支援金交付決定通知書再発行申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の再発行申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに西都市移住支援金交付決定通知書（再発行）（様式第6号）を支援対象者に交付するものとする。

（届出の義務）

第7条 支援対象者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（報告及び立入調査）

第8条 市長は、移住支援金の交付について適切な実施等を確保するために必要があると認

めるとき又は宮崎県知事から要請を受けたときは、支援対象者に対し、移住支援金の交付に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 市長は、支援対象者が県要領に規定する移住支援金の返還要件に該当する場合は、当該移住支援金の交付を受けた者に対し、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長及び宮崎県知事が認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和2年5月25日告示第105号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日告示第57号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の西都市移住支援金交付要綱の規定は、施行日以後に本市に転入した者について適用し、施行日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年5月9日告示第80号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の西都市移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日（以下本項において「基準日」という。）以後に本市に転入した者について適用し、基準日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年6月20日告示第94号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

西都市長      様

申請年月日                      年      月      日

西都市移住支援金交付申請書兼請求書

西都市移住支援金交付要綱第4条の規定により移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

|         |   |      |      |
|---------|---|------|------|
| フリガナ    |   | 性別   | 生年月日 |
| 氏名      | ① |      |      |
| 住所      |   | 電話番号 |      |
| メールアドレス |   |      |      |

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

|          |       |      |                                |   |
|----------|-------|------|--------------------------------|---|
| 単身・世帯    | 単身    | 世帯   | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない) | 人 |
| 移住支援金の種類 | 就業    | 起業   | 上記のうち、18歳未満の人数                 | 人 |
|          | テレワーク | 関係人口 |                                |   |

3 申請額

|         |   |
|---------|---|
| 移住支援金の額 | 円 |
|---------|---|

4 振込先口座

|             |  |      |  |
|-------------|--|------|--|
| 口 座 振 込 依 頼 |  |      |  |
| 金融機関名       |  | 支店等名 |  |
| 預金の種類       |  | 口座番号 |  |
| フリガナ        |  |      |  |
| 口座名義        |  |      |  |

5 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)\*

|                                               |                   |                  |
|-----------------------------------------------|-------------------|------------------|
| 別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について           | A. 誓約する           | B. 誓約しない         |
| 別紙2「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について            | A. 同意する           | B. 同意しない         |
| 申請日から5年以上継続して、西都市に居住する意思について                  | A. 意思がある          | B. 意思がない         |
| (就業・起業の場合のみ記載)<br>申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について | A. 意思がある          | B. 意思がない         |
| (就業の場合のみ記載)<br>就業先の事業所の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係  | A. 3親等以内の親族に該当しない | B. 3親等以内の親族に該当する |
| (テレワークの場合のみ記載)<br>西都市への移住の意思について              | A. 自己の意思である       | B. 所属からの命令である    |
| 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。             | A. 確約する           | B. 確約しない         |

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

## 6 転出元の住所

|    |  |
|----|--|
| 住所 |  |
|----|--|

## Uターンの別

|                           |      |            |                                         |  |
|---------------------------|------|------------|-----------------------------------------|--|
| 該当する欄に○を付けてください。<br>(世帯主) | Uターン | Uターン<br>以外 | 世帯主に宮崎県へUターン<br>された方がいらっしゃれば、○を付けてください。 |  |
|---------------------------|------|------------|-----------------------------------------|--|

## 7 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載)東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|----|-----|-----|
|    |     |     |
|    |     |     |
|    |     |     |
|    |     |     |
|    |     |     |
|    |     |     |
|    |     |     |
|    |     |     |
|    |     |     |

## 8 (テレワークによる移住者のみ記載)移住後の生活状況

|          |       |                  |   |
|----------|-------|------------------|---|
| 勤務先部署    |       |                  |   |
| 住所       |       |                  |   |
| 勤務先へ行く頻度 | 週・月・年 | 回程度/行くことはない/その他( | ) |

|                    |  |
|--------------------|--|
| 管理コード(宮崎県及び西都市使用欄) |  |
|--------------------|--|

様式第2号その1(第4条関係)

年 月 日

西都市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名 印  
電話番号  
担当者

就業証明書(移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 勤務者名                      |                |
| 勤務者住所                     |                |
| 勤務先所在地                    |                |
| 勤務先電話番号                   |                |
| 就業年月日                     |                |
| 応募受付年月日                   |                |
| 雇用形態                      | 週20時間以上の無期雇用   |
| 勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 | 3親等以内の親族に該当しない |

西都市移住支援金の交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、西都市及び宮崎県に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号その2(第4条関係)

年 月 日

西都市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名 印  
電話番号  
担当者

就業証明書(テレワーク)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

|                |                                 |
|----------------|---------------------------------|
| 勤務者名           |                                 |
| 勤務者住所<br>(移住前) |                                 |
| 勤務者住所<br>(移住後) |                                 |
| 勤務先部署の所在地      |                                 |
| 勤務先電話番号        |                                 |
| 移住の意思          | 所属先企業等からの命令(転勤・出向・出張・研修等含む)ではない |
| テレワーク交付金       | 勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない   |

西都市移住支援金の交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、西都市及び宮崎県に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

西都市長

西都市移住支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました西都市移住支援金について、下記のとおり交付することを決定しましたので西都市移住支援金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 留意事項

- （1）西都市移住支援金交付要綱に関し、市の定めた交付条件を遵守すること。
- （2）西都市移住支援金交付要綱又は宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領の規定に基づく移住支援金の返還請求を受けたときは、速やかに返還すること。
- （3）西都市移住支援金交付要綱に基づき、西都市から必要な事項の報告又は立入調査を求められた場合は直ちに応じること。
- （4）西都市の実施する移住・定住施策に関する調査等に協力すること。

備考1 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

備考2 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

|       |  |
|-------|--|
| 管理コード |  |
|-------|--|

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

様

西都市長

西都市移住支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました西都市移住支援金については、不交付と決定しましたので、西都市移住支援金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

理由：

様式第 5 号（第 6 条関係）

年 月 日

西都市長 様

住所  
氏名

西都市移住支援金交付決定通知書再発行申請書

西都市移住支援金交付決定通知書について、再発行を申請します。

記

再発行を申請する理由：

様式第 6 号（第 6 条関係）

（ 年 月 日 再発行）  
年 月 日

様

西都市長

西都市移住支援金交付決定通知書（再発行）

年 月 日付けで申請のありました西都市移住支援金について、下記のとおり交付することを決定しましたので西都市移住支援金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 留意事項

- （1）西都市移住支援金交付要綱に関し、市の定めた交付条件を遵守すること。
- （2）西都市移住支援金交付要綱又は宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領の規定に基づく移住支援金の返還請求を受けたときは、速やかに返還すること。
- （3）西都市移住支援金交付要綱に基づき、西都市から必要な事項の報告又は立入調査を求められた場合は直ちに応じること。

備考1 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

備考2 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

|       |  |
|-------|--|
| 管理コード |  |
|-------|--|

様式第 1 号（第 4 条関係）

（全部改正〔令和 4 年告示80号〕）

様式第 2 号その 1（第 4 条関係）

（一部改正〔令和 3 年告示57号〕）

様式第 2 号その 2（第 4 条関係）

（全部改正〔令和 4 年告示80号〕）

様式第 3 号（第 5 条関係）

（全部改正〔令和 5 年告示94号〕）

様式第 4 号（第 5 条関係）

様式第 5 号（第 6 条関係）

（一部改正〔令和 4 年告示80号〕）

様式第 6 号（第 6 条関係）